

救急受診における『時間外選定療養費』について

当院は、緊急性の高い重症患者さんの治療を中心とする 2 次救急医療機関として、24 時間体制で救急患者さんの受け入れをしています。

昨今、救急外来で緊急性の低い軽症患者さんが増加し、重症患者さんへの対応に支障をきたしています。

つきましては、救急受診される場合には原則として、通常の診療費に加えて「時間外選定療養費」をご負担いただきます。

また、急を要さない軽症の場合は、通常平日の診療時間帯（受付時間 8 時 15 分～11 時）に受診してください。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

金額 5,500円（税込）

対象日時 平日の時間外（17時00分～翌朝8時30分）

土曜日・日曜日・祝日

年末年始（12月29日～12月31日、1月1日～1月3日）

※ただし、次の方は対象外となります。

- ①救急外来を受診するため紹介状（診療情報提供書含む）を持参された方、または紹介医から連絡のあった場合
- ②労働災害等で治療・処置等が必要になった場合
- ③救急受診後に入院治療が必要となった場合
- ④当院の医師から救急外来受診の指示があった場合（予約含む）
- ⑤手術や重度の処置を実施した場合

病院長